

## 平谷村農山村親子留学助成金等交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自然豊かな農山村における農山村留学を通して、児童の健全育成及び地域活性化を図るため、農山村親子留学住宅（村が定めた空き家等も含む）へ入居し、平谷小学校等へ入学する児童又は今後入学する見込みの幼児を有する家庭に対して、予算の定めるところにより、平谷村過疎対策制度の規定に基づき、引越助成金、生活家電購入助成金、親子留学住宅家賃助成金（以下「助成金等」という。）について、補助金等交付規則（昭和35年規則第1号以下「規則」という。）に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (助成事業の内容及び助成金等の額)

第2条 第1条に規定する助成金等の種類、支給要件、助成金等の額は次のとおりとする。

種類	支給要件	助成金等の額
引越助成金 (転入費用)	① 転入の際に引越業者により引越しを行った場合の助成	引越費用の1/2 転入時 (上限150,000円)
	② その他の場合	50,000円
家電品助成金 (生活家電)	① 転入の際購入した家電品購入費用の助成 (冷蔵庫、洗濯機、テレビ、電子レンジ、掃除機、冷暖房機) 住宅で使用する物に限る	購入費用の1/2 (上限150,000円) 転入時1/2、1年後1/2支払
	② 村で設置されている物を使用の場合	50,000円 転入時1/2、1年後1/2支払
親子留学住宅 家賃助成金	① 親子留学住宅に入居している者で、中学生以下の子がある世帯に対し、住宅使用料から減免する。 ② 公務員（嘱託職員を除く）を除く。	子1人 20%相当額 子2人 30%相当額 子3人 50%相当額  (いずれも100円未満切捨て)

### (助成金等の交付申請及び添付書類)

第3条 第1条に規定する助成金等の交付を受けようとする者は、農山村親子留学助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて交付の事由の生じた日から起算して3月以内に村長に申請しなければならない。

- (1) 住民票写し及び戸籍謄本
- (2) 引越費用の領収書
- (3) 生活家電品購入費用の領収書
- (4) その他村長が必要と認める書類

(助成金等の交付決定及び却下)

第4条 村長は、助成金等交付申請を受理したときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、交付すべきものと認めたときは助成金等交付決定通知書（様式第2号）又は却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金等の請求)

第5条 前条第1項の規定により、助成金等の交付決定を受けた者は、助成金等交付請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

(受給者台帳の備付け)

第6条 村長は助成金等の支給状況を明らかにするため、受給者台帳（様式第5号）を備えるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、助成事業は令和3年11月1日から適用する。